

ビットコインを客体とする所有権の成立が否定された事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成27年8月5日
【事件番号】 平成26年（ワ）第33320号
【事件名】 ビットコイン引渡等請求事件
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 民法85条・206条、破産法62条・78条2項13号
【掲載誌】 判例集未掲載

LEX/DB 文献番号 25541521

事実の概要

ビットコインの取引所（以下「本件取引所」という。）を運営していたA（株式会社MTGOX：マウントゴックス）において、Xはアカウントを取得し、ビットコイン取引を行っていた。

平成26年2月25日、Aは、本件取引所への利用者のアクセスを停止し、同月28日、東京地方裁判所に民事再生手続開始を申し立てたが、財務状況や扱っているビットコインの特殊性から再生の見込みがないとして、同年4月24日、破産手続開始決定を受け、Yが破産管財人に選任された。この時点でXのアカウントの残高は、458btc余（「btc」はビットコインの単位であり、小数点以下まで存在する。この残高を、以下「本件ビットコイン」という。）とわずかの日本円・米ドルであった。

Xは、本件ビットコインは自己が所有するものであり、これをYが占有しているとして、所有権を基礎とする破産法62条の取戻権を行使し、本件ビットコインの引渡しをYに求めて訴訟提起した。

判決の要旨

棄却。

1 所有権の客体となる要件について

「所有権は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利であるところ（民法206条）、その客体である所有『物』は、民法85条において『有体物』であると定義されている。有体物とは、液体、気体及び固体といった空間の一部を占めるものを意味し、債権や著作権などの権利や自然力（電気、熱、光）のよ

うな無体物に対する概念であるから、民法は原則として、所有権を含む物権の客体（対象）を有体物に限定しているものである。「また、所有権の対象となるには、有体物であることのほかに、所有権が客体である『物』に対する他人の利用を排除することができる権利であることから排他的に支配可能であること（排他的支配可能性）が、個人の尊厳が法の基本原則であることから非人格性が、要件となると解される。」

Xは、①法律上の排他的支配可能性があるか、②法的保護に値する財産性があるならば、「有体物」に該当する旨の主張をしている。しかし、①については、「権利の所有権」を承認することによって物権・債権を峻別する我が国の民法に反すること、②については、法的保護に値するものには有体物・無体物のどちらもあるため民法85条のいう「物」に該当するか否かの基準になり得ないことを理由に、その主張を斥けている。

2 ビットコインについて

そのため、所有権の対象となるかは、有体性、排他的支配可能性、非人格性が認められるかから判断されるべきであり、本件で問題となったビットコインにおいては前二者を検討すべきこととなる。

(1) 有体性

ビットコインは、『デジタル通貨（デジタル技術により創られたオルタナティブ通貨）』あるいは『暗号学的通貨』であり、本件取引所の利用規約では「インターネット上のコモディティ」とされていること、「仕組みや技術は専らインターネット上のネットワークを利用したものであること」から、「ビットコインには空間の一部を占め

るものという有体性がないことは明らかである。

(2) 排他的支配可能性

ここで、ビットコイン取引の基本構造を整理している。

ビットコイン取引では、その送付元と送付先の双方の口座を暗号化してやり取りし、その過程についてネットワーク上の不特定多数の参加者が一定の計算行為をする。そして、取引とその計算行為の全てを記録したブロックチェーンが形成され、インターネット上に公開される。つまり、ビットコイン取引とは、『送付されるビットコインを表象する電磁的記録』の送付により行われるのではなく、その実現には、送付の当事者以外の関与が必要である。

そして、特定の参加者が作成・管理するビットコイン口座での「ビットコインの有高（残量）は、ブロックチェーン上に記録されている同アドレス〔筆者注：口座のこと〕と関係するビットコインの全取引を差引計算した結果算出される数量であり、当該ビットコインアドレスに、有高に相当するビットコイン自体を表象する電磁的記録は存在しない」。

このようなビットコイン取引の構造からすれば、ビットコイン口座の管理者が「当該アドレスにおいて当該残量のビットコインを排他的に支配しているとは認められない」。

3 結論

ビットコインの有体性及び排他的支配可能性が否定されたので、Xは本件ビットコインについて所有権を有することはないとされた。

その他、Yが管理するビットコインについての共有持分権の主張や、所有権侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求、破産法78条2項13号に基づく破産裁判所の許可請求なども斥けられ、請求棄却となった。

判例の解説

一 問題の所在

本件は、Aの破産をきっかけに社会の耳目を集めることとなったビットコインについて、それが所有権の客体となるかが争われた事案である。破産事件であったために取戻権行使の可否という形で問題となったが、「ビットコインの所有権」が

観念し得るかが基準であるため、もっぱら、「ビットコインは民法85条の『物』に該当するか」が争われたものである。

ここで予め断っておく必要があるのは、ビットコイン自体の所有権が認められなくとも、本件のXはYに対して様々な請求権を行使し得るという点である。まだ取り扱いが不明確であるが、①管理委託していた本件ビットコインを現金換価した金員の支払請求をする可能性、②Aとの取引約款に基づく請求をする可能性、③管理懈怠を理由として不法行為に基づく損害賠償請求をする可能性などが考えられる。そのため、ビットコインに法的保護が及ぶことは疑いが無い¹⁾。ただ、いずれも債権であるために、債権者平等の原則によって按分配当を受けられるにすぎない。そこで、ビットコイン自体の所有権に基づく返還請求権（破産手続上では取戻権）を行使して、本件ビットコイン全体を取り戻そうとしたのである。

「ビットコインは民法85条の『物』に該当するか」が議論の中心であったのであるから、本件には、「物」概念にかかわる問題と、ビットコイン特殊の問題の2つが内在すると整理できよう。

二 前提となる議論

1 「物」概念——有体性と支配可能性

まず、所有権の客体である「物」の概念について、従来の議論を概観しておく。本判決は、所有権の客体となるための要件を、有体性、排他的支配可能性、非人格性の3つに整理している²⁾。

民法206条が所有権の対象を所有「物」としており、その「物」について定めた民法85条が「有体物」、基本的には固体・液体・気体を想定している。その後、管理技術の進歩や取引社会の進展の結果（電気・熱・光などの登場）、必ずしもそれ自体が五感によって覚知されなくても「法律上の排他的支配可能性」があれば「有体物」と解してよいとする見解が通説化していた³⁾。

ここで、民法85条が明記する有体性の要件が、法律上の排他的支配可能性に置き換わったのかどうか問題である。前述の通説はそのように主張していたが⁴⁾、近時は異なるトーンで語られている。あくまで有体性と排他的支配可能性の両方を要求する立場⁵⁾、民法が明文で「有体物」としていることを前提に、排他的支配・管理が可能であり、独立した取引上の価値があるものは「物」に

準じて扱うとする立場⁶⁾、「物」概念の外延を画するためには有体性のみで十分であって、それが所有権の客体たり得るかを別個に検討する立場⁷⁾などがそれである。

議論の流れとしては、現行民法が明文をもって「有体物」としていることを重視する傾向が見て取れよう。判例も、大判昭12・6・29（民集16巻1014頁）が電気を「産物」に準ずるものとしており、あくまで「物」に準ずるものとしていところにも整合しようか。

2 ビットコインの来歴

次に、ビットコイン特殊の問題について検討する前提として、本判決で述べられたところに若干の補足しておく。

そもそもビットコインとは、本判決文中では述べられていないが、「暗号（ハッシュ関数）」と「Peer to peer 型（P2P 型）システム」という新しい技術を基礎にした「暗号通貨」である⁸⁾。とりわけ、P2P 型システムが特徴的である。これは、各端末がクライアントであると同時にサーバーであることも兼ねるシステムであり、主体たる運営者が存在しない。運営者が存在しないネットワーク上で、ハッシュ関数を用いて導出される暗号のやり取りをし、その記録をブロックチェーンと呼ばれる形で公開する。運営者が存在しないため、暗号の取引が真正に行われたかのチェック主体が問題となる。このチェックの役割を、P2P 型システムが担うのである。すなわち、取引を暗号化しておき、その暗号をP2P 型システムの参加者の不特定多数が解く（一定の計算行為）というプロセスを介することで、真正な取引であることを担保するという方法である。このような、「不特定多数によって運営される暗号通貨」がビットコインである。

もともとビットコインは、技術者の一種の遊びから生まれたものであったが、国家の介入を必要とせずネットワークを利用するため、インフレの可能性がなく（計算行為について調整がされている。）、取引手数料も極めて少額で済む（ATM 時間外手数料という概念が存在しない。）⁹⁾ ため、徐々に価値が認められていった。なお、Aの破産でビットコイン自体が破綻したわけではなく、Aはあくまでもネットワーク上のビットコインを現実の金銭に換金するための取引所の1つにすぎず、そ

れが破産しても、ビットコイン取引は現在でも問題なく行われていることには注意したい。

三 分析と展望

1 本判決の分析

以上述べたところから改めて本判決を分析してみよう。

まず、ビットコインは、「不特定多数によって運営される暗号通貨」であるのだから、有体性は認められない。そして、本判決は、有体性と支配可能性を別個に要件とし、法的保護に値する財産性があればよいとするXの主張も斥けている。そのため、電気を産物に準ずるものとした判例との整合性は気にかかるが、ここでの有体性はかなり厳格なものとして要求されていると理解すべきであろう。

次に、ビットコインに排他的支配可能性が認められるかについてであるが、本判決は、取引における送付の当事者以外の関与が必要な点と、有高に相当するビットコイン自体を表象する電磁的記録は存在しない点を理由に、これを否定している。ここでの排他的支配可能性とは、海洋や天体等を除外する際に持ち出されるのが一般的であるため¹⁰⁾、若干の疑問は残る。

ただ、ビットコインが「有体物」でないことは明らかなのであるから、その基本構造を検討するまでもなく、ビットコインは民法上の「物」ではなく、所有権の客体とはならないと述べるだけで十分であった。それにもかかわらず、ビットコイン取引の基本構造から排他的支配可能性がないとも述べたのはなぜだろうか。前述のように、Aはあくまでも取引所の1つにすぎなかった。実は、特定の取引所で管理していたビットコインを別の取引所に移転させる場合に、紙媒体に暗号を印字する形で、物理的な表象にすることができる¹¹⁾。この場合、有体性が認められるため、この紙媒体自体の所有権が問題になる可能性がある。それを見越して、そもそもビットコインには支配可能性がないから、所有権の客体とはなり得ないと示したのではないだろうか。判決文自体からは意図を読み取れないが、筆者としては、この可能性を提示しておきたい。

2 「物」概念の再検討？

ビットコインが有体性を帯びる可能性がある以

上、決め手となるのはむしろ排他的支配可能性の有無ということになる。当事者以外の関与や電磁的記録の不存在が所有権の障害となるのであれば、「不特定多数によって運営される暗号通貨」であるビットコインだけでなく、およそ「仮想通貨」全般が所有権の対象とはなり得ないこととなる。ここで、Suica等に代表される電子マネーはどのように扱うことになるだろうか。こちらはビットコインと異なり、そのまま利用できるカードの形で有体性を帯びれば、それ自体の所有権を認めて差し支えないだろう。内部にチャージされた金銭については、有体性がなく、運営者は単一であるものの、やはりそれ自体の電磁的記録が存在しないので、所有権の対象とはなり得ないということになる（あくまで金銭債権となる）。

また、P2P型システムの下で一定の計算行為を行うと報酬として新規のビットコインを割り当てられるのだが、この計算行為は膨大な計算による知的営為であるとして、知的財産権成立の可能性が指摘されている¹²⁾。これを否定したとしても、仮想空間上での生産物、例えばレアアイテムやSNSにおけるアバターについてはどうか。入手に膨大な労力がかかるアイテムや個人のアイデアによってデザインしたアバター等については、むしろ知的財産権成立の余地が大きいと思われる。それでいて、これらは、仮想空間の設計者が用意したデータの集合体でしかないため、それ自体の電磁的記録は存在しないであろう。

このように考えると、果たして、有体性を厳格に理解し、関与者や電磁的記録の存否から支配可能性を判断するという枠組みには限界があるように思われる。そうすると、前述の「物」概念の外延を画するためには有体性のみで十分とする立場に魅力が出てくるが、今度は、所有権の客体たり得るかの判断に困難を来すことになる¹³⁾。この問題は、「物」概念のみならず、「所有（権）」概念への広がりを持つものであるが、今後の議論の進展を期待したい¹⁴⁾。

●—注

- 1) 日本経済新聞 2016年1月4日 23面「仮想通貨とルール③」は消費貸借契約に基づく返還請求の可能性を紹介しているが、疑問なしとしない。
- 2) この整理は、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第8版〕』（弘文堂、2010年）158頁以下に典型的に見られるものである。

- 3) 我妻栄『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、1965年）201～202頁。
- 4) 我妻・前掲注3）202頁。
- 5) 四宮＝能見・前掲注2）158頁。
- 6) 四宮和夫『民法総則〔第4版補正版〕』（弘文堂、1996年）121頁（物に関する規定の類推適用を提案する）、河上正二『民法総則講義』（日本評論社、2007年）204頁。
- 7) 加藤雅信『新民法大系Ⅰ 民法総則〔第2版〕』（有斐閣、2005年）174～175頁。
- 8) ビットコインを「仮想通貨」と同義と捉える文献が散見されるが（岡田仁志ほか『仮想通貨 技術・法律・制度』（東洋経済新報社、2015年）、野口悠紀雄『仮想通貨革命——ビットコインは始まりにすぎない』（ダイヤモンド社、2014年）、正確ではない。例えば、ゲーム内で使用される通貨も「仮想通貨」であるが、ビットコインとは性質が異なるものであることを意識する必要がある（エドワード・カストロノヴァ『「仮想通貨」の衝撃』（KADOKAWA、2014年）29頁以下参照）。国際組織であるFATFは、運営の集中・分散、換金の可否で仮想通貨を分類して規制することを提案している（筆者不明「資金決済法の見直し論議に波及するFATFの仮想通貨ガイドンス」金財3128号（2015年）6頁の紹介が便宜である）。
- 9) ビットコイン取引の基本構造と問題点については齋藤賢爾「ビットコイン、その目的と設計の乖離」金財3066号（2014年）15頁以下が最も簡明である。ただし、現在では各国で規制が始まっている（齋藤創＝芝章浩「暗号通貨に対する諸外国およびわが国の規制の最新動向」金財3123号（2015年）26頁以下）。
- 10) 河上・前掲注6）206～207頁とそこで挙げられる参考文献を参照されたい。
- 11) 齋藤賢爾『これでわかったビットコイン 生き残る通貨の条件』（太郎次郎社エディタス、2014年）39頁参照。土屋雅一「ビットコインと税務」税大ジャーナル23号（2014年）81～82頁は、紙媒体になれば差押可能財産とできるが、滞納者から暗号解読のパスワードを聞き出す方法に問題があることを指摘している。
- 12) 土屋・前掲注11）77頁。あくまで私見レベルに留まるものであろうが、税理士によるSNS上でのコメントを見ると、それほど珍妙な解釈でもないようである。
- 13) 金山直樹「無体物の所有と占有——民法85条・163条・205条論」吉田克己＝片山直也『財の多様化と民法学』（商事法務、2014年）620頁以下とそこに挙げられた参考文献にあたられたい。
- 14) パンデクテン体系から離れて「財」と「帰属」によって説明する立場として吉田克己「財の多様化と民法学の課題——鳥瞰的整理の試み」吉田＝片山・前掲注13）2頁以下、逆に、パンデクテン体系下での有体物概念を再評価する立場として水津太郎「民法体系と物概念」同62頁以下で示される問題意識が示唆に富む。